

香蘭女子短期大学公的研究費謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、香蘭女子短期大学における公的研究費の謝金の取扱いについて、適正な運営及び管理をおこなうために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における「謝金」とは、学外の者に事業や業務の遂行に必要となる知識、情報、技能、技術等の提供を依頼し、その役務提供に対して支払う報酬をいう。

(謝金の種類)

第3条 謝金は、その内容に応じて以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1)特別講演謝金
- (2)一般講演謝金
- (3)会議出席謝金
- (4)委員等謝金
- (5)通訳謝金
- (6)翻訳謝金

(謝金の基準)

第4条 謝金は、別表1に定める上限額を基準とし、それぞれの予算の範囲内での執行をおこなうものとする。

- 2 前項に掲げる別表1に定めのない内容の場合や、業務内容に鑑み上限額が妥当ではないと判断される場合は、予算額、業務内容及び社会通念等を勘案して、適切な金額を決定するものとする。

(旅費の支給)

第5条 業務を遂行するにあたり、交通費等を必要とする場合は、謝金と併せて旅費を支給することができる。

(所得税法の適用及び源泉徴収)

第6条 謝金は、所得税法による所得税を源泉徴収の上、支給する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表 1

	区分		区分	単位	単価	備考
1	特別講演謝金		学 外 著名人	回	50,000	学外著名人に特別なテーマで学術講演等を依頼し支払う謝金。
2	一般講演謝金	教授相当	学外者	1 時間	15,000	学術講演を依頼し支払う謝金。
		准教授相当		1 時間	13,000	
		講師相当		1 時間	12,000	
		助教相当		1 時間	11,000	
3	会議出席謝金	一定期間の委嘱契約をしている場合	学外者	回	20,000	会議、運営委員会等に出席を依頼し支払う謝金。
		上記以外の場合			15,000	(指導、助言を含む)
4	委員等謝金	運営上重要な委員会に支払う謝礼	学外者	回	25,000	学外者に委嘱する各種委員会委員等に支払う謝礼
		その他の会議	学外者	回	15,000	
5	通訳謝金	同時通訳	学外者	日	100,000	通訳を依頼し支払う謝金。(逐次通訳において準備期間が必要な場合には、2 時間を限度として加算することができる)
		逐次通訳		1 時間	10,000	
6	翻訳謝金	日本語→外国語	学外者	1 枚(400字)	4,800	翻訳を依頼し支払う謝金。
		外国語→日本語		1 枚(300字)	2,600	

備考

1. 別表の基準を超えて謝金額を支払わざるを得ない場合、および上記以外の内容について謝金を支払う必要がある場合には、事前に経理課に連絡すること。
2. 別表の基準は単価上限額を示したものであり、適用にあたっては個別の依頼内容を考慮し、単価を設定すること。
3. 金額欄の金額は、所得税がかかる場合にあっては所得税を源泉徴収する前の金額とし、消費税がかかる場合にあっては消費税の額を含むものとする。
4. 金額欄の金額を手取額で支払う場合は、事前に経理課に連絡すること。
5. 銀行口座に振り込む場合は、領収書は不要とする（現金で支払った場合のみ領収書を必要とする）。